



約40年ぶりに変わる“相続法”！ 相続の何が、どう変わる？

【2020年4月施行】配偶者居住権とは？

2020年4月より、相続を取り巻く環境が大きく変わりました！民法が改正され、新しく配偶者居住権(はいぐうしゃきょじゅうけん)という権利が認められるようになります。

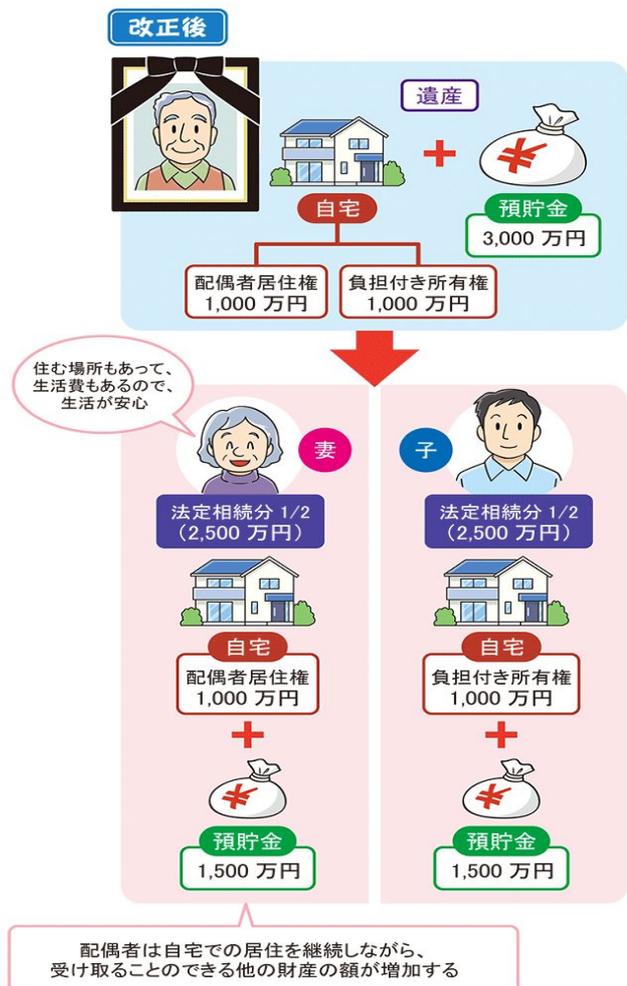
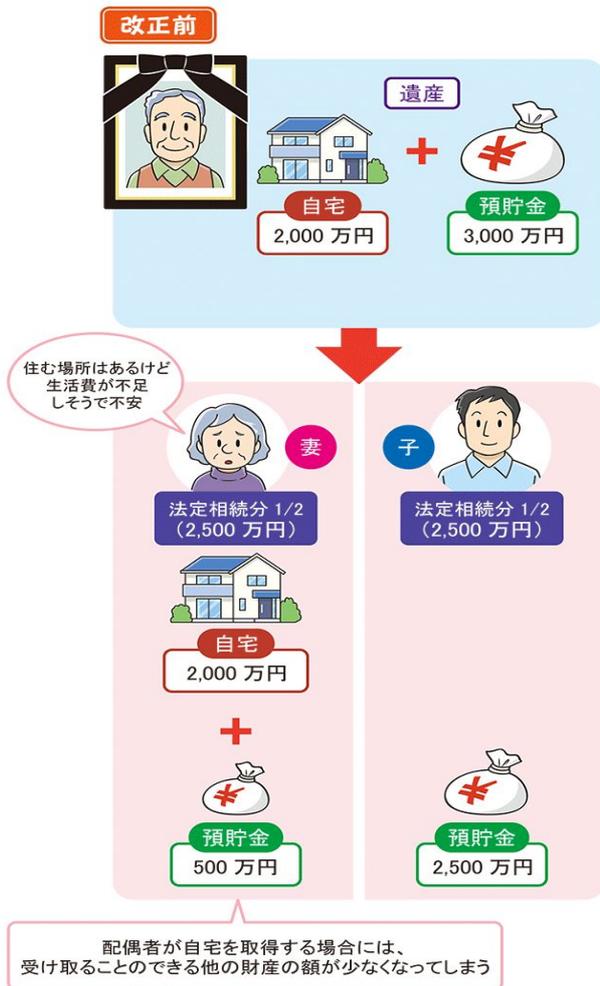
配偶者居住権とは

配偶者居住権とは、「相続が発生する前から住んでいた配偶者の自宅は、配偶者がその自宅の権利を相続しなかったとしても、

ずっと住んでていいですよ」という権利です。重要なことは「配偶者が自宅の権利を相続しなかったとしても」という点です。当たり前の話ですが、もし、配偶者が自宅の権利を相続すれば、誰にも文句を言われる筋合いもなく、その自宅に住み続けることが可能です。

なぜ「配偶者居住権」を認める必要があるのか？

なぜ残された配偶者にこの「配偶者居住権」を認める必要があるのでしょうか？(下図引用元:政府広報オンライン)



それは、相続が起きたことをきっかけとして、配偶者が住んでいた家を売却する必要が生じたり、家に住み続けることはできるが現預金の相続ができず、老後の生活費を確保できない、というケースが生じることが多いからです。

配偶者居住権を活用すると、これまで遺言だけでは不可能であったことが可能になったり、遺産相続争いの防止に非常に強い力を発揮するからです。今回の改正により、自分が亡くなったとき、あるいは家族が亡くなったときに生ずる相続に関して、どのような点が、どのように変わったのかポイントを紹介します。

表面の図で説明しますと、
例：相続人が妻と子1人、遺産が自宅(2,000万円)と預貯金3,000万円だった場合
妻と子の相続分=1:1 妻2,500万円、子2,500万円
で分ける場合、

改正前は配偶者が自宅を取得する場合には、受け取ることのできる預貯金などの他の財産の額が少なくなっていました。

そのため、改正後は妻に配偶者所有権という形で、所有権という権利を「配偶者所有権<使う(住む)権利>」と「負担付き所有権<その他の権利>」に分離をして、別々の人が相続することを認める仕組みになりました。



このような改正によって配偶者は自宅での居住を継続しながら、受け取ることのできる他の財産の額が増加するようになりました。

今回の改正によってどの家庭の遺産も円満に相続できるといいですね。

配偶者居住権はいつから始まるの？

配偶者居住権は、2020年4月1日以後に開始する相続において適用されます。また、2020年4月1日以後に作成する遺言書において、配偶者居住権を記載することが可能になります。

今月は、今年4月に改正されました民法相続法の配偶者居住権について簡単にではありますがお話をさせていただきました。あけぼの通信9月号は以上です。ありがとうございました。

会社情報

社名 曙建設株式会社
ホームページ

<http://akebono-con.co.jp/>



曙建設株式会社